

はじめに

大阪市の現状とごみ減量の推進

大阪市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、これまで、ごみの適正処理という観点だけでなく、廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の取組を市民・事業者の皆さんとともに、積極的に推進してきました。

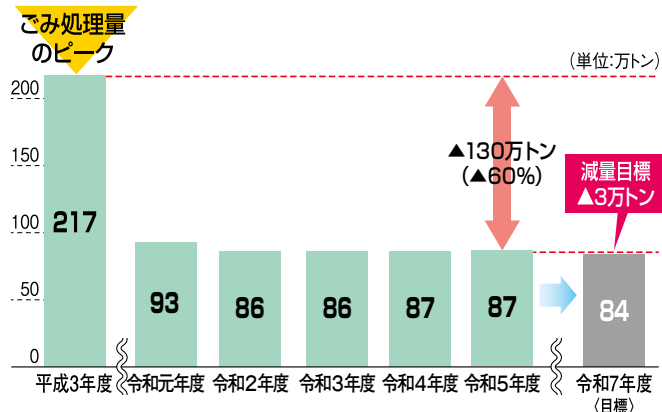
その結果、平成30年度のごみ処理量（焼却量）は93万トンとなり、ピーク時であった平成3年度217万トンの半分以上となりました。

ごみ減量の進捗に伴い、10工場稼働体制から焼却工場数を削減してきました。令和5年3月に鶴見工場を更新のため休止し、令和5年度からは6工場稼働体制によりごみの焼却処理を行っています。

令和2年3月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」では、令和7年度を目標年次としてごみ処理量84万トンをめざすこととし、さらなるごみの減量を進めてきました。

その中、令和5年度のごみ処理量は、87万トンであり、前年度に比べて大幅に減量した令和2年度から同水準

■ ごみ処理量の推移と減量目標



で推移していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に伴う一時的な現象であると考え、引き続きごみ減量に向けた取組を推進することが必要となります。

事業者の皆さんにおかれましては、このハンドブックをご一読いただき、本市とともにごみ減量を推進し、新たなごみ減量目標の達成にご協力いただきますようお願いいたします。

ごみの最終処分（埋立地には限りがあります）

市内から排出された一般廃棄物は、破碎・焼却した後、焼却灰として最終処分地で埋立を行っています。大阪市では、現在此花区の「北港処分地（夢洲内）」を最終処分地として使用しています。（一部の焼却灰は「大阪湾フェニックス計画」における最終処分地に搬入しています。）しかし、大阪市では、「北港処分地」の埋立完了後、次の処分地を独自で確保することは困難なため、現在ある処分地をできるだけ長く、有効に活用していかなければなりません。

これまでの事業系ごみ適正区分・適正処理の取組

平成20年度

- 普及啓発用パンフレット「**事業系ごみの分け方・出し方**」作成・配付
- 排出事業者への立入啓発指導

平成21年4月から※焼却工場では産業廃棄物の受入を禁止

ごみの排出段階で、産業廃棄物や搬入禁止物が一般廃棄物に混入することのないよう、適正に分別をしてください。
ごみの排出に際して、特に普段出されているごみ以外のものを出される場合は、収集業者（許可業者）とよくご相談ください。
ごみを適正に処理するために、受入基準を守っていただく必要があります。
受入基準が遵守されない場合は、搬入できません。

平成24年度

- 普及啓発用パンフレット「**資源化可能な紙類のリサイクルについて**」作成・配付（資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止周知用）
- 普及啓発用パンフレット「**事業系ごみの分け方・出し方（改訂版）**」作成・配付

平成25年10月から※焼却工場では資源化可能な紙類の受入を禁止

分別の徹底を行い、民間の資源化ルートでの処理をお願いします。

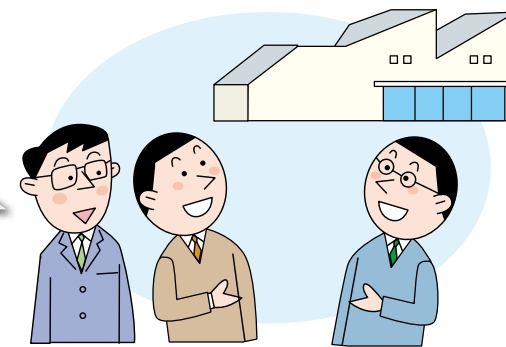
※大阪広域環境施設組合の処理施設をいいます。（平成27年4月1日から事業開始）

排出事業者指導

◆排出事業者指導の内容

市内排出事業者には「事業系廃棄物適正処理啓発指導員」が次の啓発指導を行っています。

- ① 産業廃棄物や資源化可能な紙類などの排出事実の確認
- ② ごみの排出状況の確認
 - ◆ 分別状況の確認 ◆ ごみ保管場所の確認・表示指導
- ③ 現在の処理方法の確認
- ④ 排出事業者責任の指導
- ⑤ ごみの減量指導
- ⑥ ごみの適正処理指導
- ⑦ 産業廃棄物処理委託契約書の確認、締結指導
- ⑧ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認、適正使用の指導



◆特定建築物について

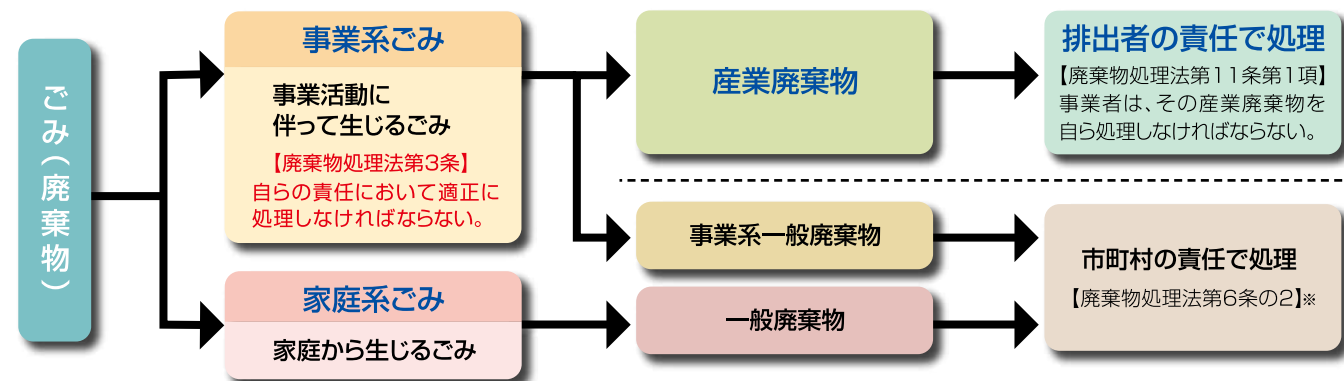
大阪市では、多量の事業系廃棄物を排出する建物を特定建築物として規定し、所有者又は管理者に対して、毎年「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付け立入検査を実施するなどの啓発指導を行っています。また、廃棄物管理責任者の選任及び届け出も義務付けています。

廃棄物とは

廃棄物とは何ですか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法という）第2条第1項「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性廃棄物を除く）をいいます。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思などを総合的に勘案して判断する。
『行政処分の指針』（R3.4 環境省通知）



※ 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

事業系ごみとは何ですか？

ごみには家庭から生じるごみ（家庭系ごみ）と事業活動に伴って生じるごみ（事業系ごみ）があり、事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。

産業廃棄物とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいいます。（P9参照）

一般廃棄物とは何ですか？

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

特別管理廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準にしたがって処理しなければなりません。